The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ディアスポラの戦略 : 18世紀フランスにおける亡命アイルランド人と外国人遺産取得権
Author(s)	見瀬, 悠
Citation	大阪大学大学院人文学研究科紀要. 2025, 2, p. 27-54
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100801
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ディアスポラの戦略

――18 世紀フランスにおける亡命アイルランド人と外国人遺産取得権――

見 瀬　悠

キーワード：ディアスポラ、外国人、行為主体性

はじめに

「ディアスポラ」という言葉は古代のギリシア人やユダヤ人の離散を元来意味したが、近年の人文学・社会科学では国民国家への帰属に還元されない流動的で無国籍的な生存様式や共同体を指す概念として広くもちいられている。その共同体とネットワークがしばしば複数の空間にまたがり、世界的な次元での循環や相互連関に関わることから、ディアスポラは特にトランスナショナル・ヒストリー研究やグローバル・ヒストリー研究の領域で活発に議論されている[1)]。こうした研究が国民形成や民族問題を離散の原因として特権視し近現代世界に関心を集中させる一方で、近世に関しては長らく各ディアスポラ集団の個別研究を中心に研究が進められてきた[2)]。しかし近年マチルド・モンジュとナタリア・ミュシュニクが共著『ディアスポラのヨーロッパ―16 ～ 18 世紀―』において複数のディアスポラ集団の比較歴史分析を行い、近世のディアスポラ現象の特徴を次のように総括した。すなわち、近世ヨーロッパのディアスポラは多くの場合宗教的な抑圧や迫害を発生要因とし、起源の土地（terre d'origine）との繋がり、離散の記憶の共有、メシア論的集団意識によって一体性とアイデンティティを保持する離散共同体として理解される[3)]。この集団はさらに、その移動性の高さから「移民」と重なり合い、受入れ国においては「外国人」や法的・宗教的・民族的「マイ

※本稿は、2024 年 7 月 9 ～ 12 日にスペインのバルセロナ大学で開催された国際 18 世紀学会若手研究者セミナー「長い 18 世紀のディアスポラ」で筆者が行った口頭報告にもとづいている。会場での議論や質疑応答を受けて、本稿の執筆にあたり内容に大幅な修正を施した。

1） Mathilde Monge et Natalia Muchnik, *L'Europe des diasporas. XVIe-XVIIIe siècle*, Paris, PUF, 2019, p. 14-15, 20-21.

2） 近世のヨーロッパと地中海世界で活動した複数のディアスポラ集団を国際商業史の観点から比較した深沢克己氏の論考は貴重な例外である。深沢克己『商人と更紗―近世フランス＝レヴァント貿易史研究―』東京大学出版会、2007 年、第 1 章「ヨーロッパ商業空間とディアスポラ」。

3） Monge et Muchnik, *op. cit.*, p. 26-27.

ノリティ」の状況に置かれるため、移住後に集団外部の社会が課す規範や制約、圧力とのあいだに緊張や軋轢を経験し、そのなかで有利な存在条件を獲得し維持するために個人的・集団的な戦略を講じる[4)]。ディアスポラ研究は移民やマイノリティを対象とする研究とは方法や前提、理論において異なるが、これら近接する研究領域が交差しあう「歴史記述の十字路」を構成し、そのこと自体に、ディアスポラという研究対象を正確に限定する難しさと同時にディアスポラ研究の豊かさが表れているのだという[5)]。

本稿が目指すのは、外国人史と接続したディアスポラ研究の一試論の提示である。筆者はこれまで近世フランスの外国人史を研究するなかで、外国人という、ときに法的・社会的に脆弱な存在が、移動先の地であるフランス王国の制度的強制や社会的規範に対してどの程度の行為や選択の余地をもったのかという問題に関心を抱いてきた[6)]。なぜならそこにこそ、彼らの行為主体性（agency）が現地社会との相互作用のなかで発現し観察されるからである。ディアスポラに関しても本稿は同様の関心をもつ。現代世界と同じく、「主権国家体制」下の近世ヨーロッパではある国からの脱出は他の国への移住を必然的にともなう。だが、近世には国際秩序と国家制度としての「国籍」がまだなく、それにもとづく権利保障の体系化もなされていなかったため、ディアスポラの事実上の無国籍状態が生み出す状況は現代世界でのそれと同一ではなかっただろう。本稿はディアスポラが 18 世紀のフランスで「外国人」であるがゆえに直面する困難をいかに解決するのかという問題に関心を寄せ、特に彼らがディアスポラ固有の社会的・文化的特性を武器や資源として用いる様態に注目したい。

ホスト社会が課す制約の一例として本稿が着目するのは外国人遺産取得権（droit d'aubaine）である。フランスでは、外国人は帰化せずフランス生まれの子も残さずに死亡した場合、国王の外国人遺産取得権によって死後財産を国庫に「没収」された。外国人遺産取得権は 11 世紀の北フランスで成立したバン領主制に起源をもち、中世末期に王権の強化にともなって国王による占有が進むとともに、近世にはフランス王国とその植民地において外国人の地位を規定する制度として定着した。帰化と対をなしていたこともあり、1790 年と 1791 年に憲法制定国民議会によって廃止されるまで存続したが、17 世紀後半以降、自然法思想や啓蒙哲学が発展し普及するなかで、「野蛮」で「無慈悲」で文明国にふさわしくない法として国

4） *Ibid.*, p. 344.
5） *Ibid.*, p. 40.
6） Haruka Mise-Tase, « Mobilités, institutions et idéologies. Les étrangers face au droit d'aubaine dans la France du Grand Siècle et des Lumières, 1648–1789 », thèse de doctorat (Université Paris-Est, 2021).

内外から厳しく批判された[7)]。いうまでもなく、この法は外国人の財産を危険にさらすため、フランスに生きる外国人とその親族はその適用を回避するために様々な策を講じることになる。本稿の内容を先取りするならば、この回避策には帰化認可状の取得や生前贈与、遺言書の作成、財産の「隠匿」、親族関係の証明／捏造といった法的・物理的措置に加えて、特定の恩恵や特権を享受するために状況に応じて有効と判断される帰属やアイデンティティを選択／提示するという表象の戦略があった。本稿では、こうした一連の回避策がディアスポラの行為主体性の表現であると捉える。そのうえで、彼らがディアスポラの特徴である集団内部の連帯とネットワーク、迫害と亡命の経験、帰属・アイデンティティの多義性と不確かさを活用しながら、この法制度にいかに対処したのかを分析する。それにより、ディアスポラが権利要求を実現するためにホスト社会の規範や制約とのあいだで試みた交渉の一形態が明らかになるであろう。

具体的なディアスポラ集団として、本稿は名誉革命（1688 年）以降にフランスに亡命したアイルランド人の事例を取り上げる[8)]。ブリテン諸島の宗教改革以降、カトリックが多数を占めるアイルランドでは聖職者や学生、兵士、商人による大陸カトリック諸国への移動が断続的に生じていたが、名誉革命とそれに続くアイルランド戦争（1689-1691 年）の際には軍人を中心とする大規模な国外移住が発生した。彼ら亡命ジャコバイト[9)]のうちフランスに定着した人々は、スチュアート亡命宮廷やフランス軍アイルランド人連隊、アイルランド系コレージュ、西部の商人共同体など国内に形成された同郷者の共同体に合流した。その後も 18 世紀には、カトリック差別法である「刑罰法」や 1720 ～ 30 年代アイルランドの経済危機、フランス軍による募兵、大西洋および英仏海峡の交易の発展などがアイルランド人のフランスへの移動を促した。18 世紀の移住は経済的・職業的動機による移住を含むため 17 世紀末の政治的・宗教的亡命とは異質だという印象を与えるかもしれないが、大西洋奴隷貿易によるアフリカ人の移動を除いて、一般にディアスポラの要因として強制的移住と自発的移住を完全に区別することはできない[10)]。たとえばフランス西部の港町に定着したアイルランド商人たちは仏愛間交易やフランス植民地貿易・奴隷貿易に参入して富を蓄積したが、彼らとて

7）外国人遺産取得権に関しては拙稿を参照。見瀬悠「18 世紀フランスの外国人遺産取得権―パリ・サン＝ジェルマン＝デ＝プレ地区の事例から―」『史学雑誌』127 編 9 号、2018 年、1-35 頁；同「近世フランス植民地における外国人の法的地位―アンティル諸島への外国人遺産取得権の導入から廃止まで―」『歴史学研究』993 号、2020 年、1-16 頁；同「歓待と差別―近世フランス王国における外国人の処遇をめぐる言説―」『史学雑誌』131 編 8 号、2022 年、1-36 頁。

8）この時期のブリテン諸島出身者の移動の経緯やフランスで形成された同郷者共同体に関しては拙稿で概要をまとめてある。見瀬悠「18 世紀フランスにおける外国人と帰化―ブリテン諸島出身者の事例から―」『史学雑誌』123 編 1 号、2012 年、5-9 頁。

9）「ジャコバイト（Jacobites）」は狭義には名誉革命で廃位されたジェイムズ 2 世の支持者を指し、本稿でもこの意味で用いている。

10）Monge et Muchnik, *op. cit.*, p. 12-13, 42-44.

「刑罰法」が存在しなければフランスに移住しなかったかもしれない。したがって本稿で扱う亡命アイルランド人は、政治的・宗教的な亡命者と職業的・経済的な移民の両方を含んでいる。亡命アイルランド人にとってフランスでの地位や特権は非常に重要で、彼らは外国人遺産取得権の適用をめぐる問題を解決するために固有の地位の付与を国王に請願したこともある。しかし従来のアイルランド移民や亡命ジャコバイトに関する研究はディアスポラ共同体の活動に焦点を当てる一方で[11)]、受入れ国の諸制度に対するディアスポラの順応や抵抗には関心が低く、外国人遺産取得権には帰化の前提となる外国人の法的地位の説明として言及するのみである[12)]。そのため、亡命アイルランド人によるこの制度への対応を明らかにする本稿はこの移民集団の個別研究にも独自の貢献をしうる[13)]。

本稿は以下の構成をとる。まず第1章でフランスにおける亡命アイルランド人の法的地位を確認したのち、第2章で彼らが親族や同郷者の連帯やネットワークを活用ながら外国人遺産取得権の適用を免れるために取った法的・物理的措置を分析し、最後に第3章で彼らが同じ目的でいかなる帰属やアイデンティティを選択しどのような表象の戦略を展開したのかを考察する。主に分析する史料は、彼らが取得した帰化認可状（lettres de naturalité）や、外国人遺産取得権の実施の際に作成される死後財産封印調書（procès-verbal d'apposition de

11) 関連文献が膨大に存在するため主要な文献のみ提示する。亡命宮廷およびパリのブリテン系共同体に関して：Edward Corp, *A Court in Exile. The Stuarts in France, 1689-1718*, Cambridge, Cambridge University Press, 2004 ; Nathalie Genet-Rouffiac, *Le Grand Exil. Les Jacobites en France, 1688-1715*, Paris, Service historique de la Défense, 2007. アイルランド人連隊やアイルランド軍人に関して：John Mcgurk, "Wild Geese. The Irish in European Armies (Sixteenth to Eighteenth Centuries)" in Patrick O'Sullivan (ed.), *The Irish World Wide. History, Heritage, Identity*, t.1, *Patterns of migration*, Leicester-London-New York, Leicester University Press, 1992, p. 36-62. アイルランド系コレージュに関して：Liam Swords (ed.), *The Irish-French Connection 1578-1978*, Paris, The Irish College, 1978 ; Id., "History of the Irish College, Paris 1578-1800", *Archivium Hibernicum*, XXXV, 1980, p. 3-233 ; T. J. Walsh, *The Irish Continental College Movement. The colleges at Bordeaux, Toulouse, and Lille*, Dublin-Cork, Golden Eagle Books, 1973. アイルランド商人と西部港町の共同体に関して：Patrick Clarke de Dromantin, *Les réfugiés jacobites dans la France du XVIIIe siècle. L'exode de toute une noblesse pour cause de religion*, Pessac, Presses universitaires de Bordeaux, 2005 ; Pierre Baudry et alii, *Nantais venus d'ailleurs. Histoire des étrangers à Nantes des origines à nos jours*, Rennes, PUR, 2007. その他亡命ジャコバイトやアイルランド移民に関して：Guy Chaussinand-Nogaret, « Une élite insulaire au service de l'Europe. Les jacobites au XVIIIe siècle », *Annales. Economies, Sociétés, Civilisations*, n° 5, 1973, p. 1097-1122 ; Louis M. Cullen, "The Irish Diaspora of the Seventeenth and Eighteenth Centuries" in Nicholas Canny (ed.), *Europeans on the Move. Studies on European Migration, 1500-1800*, Oxford-New York, Clarendon Press, 1994, p. 113-149 ; Thomas O'Connor (ed.), *The Irish in Europe 1580-1815*, Dublin, Four Courts Press, 2001 ; Thomas O'Connor et Mary-Ann Lyons (ed.), *Irish Migrants in Europe after Kinsale, 1602-1820*, Dublin, Four Courts Press, 2003 ; Thomas O'Connor et Mary-Ann Lyons (ed.), *Irish Communities in Early Modern Europe*, Dublin, Four Courts Press, 2006.

12) Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 275-280 ; Clarke de Dromantin, *op. cit.*, p. 40-61.

13) なお、ブリテン諸島出身者の人名はできる限り英語名をカタカナで表し、しばしばフランス語化されている史料上の表記は括弧内に示す。

scellé）、相続の帰属をめぐる裁判に際して著された手書きの覚書や印刷出版された訴訟趣意書（factum）である。

1．亡命アイルランド人の法的地位の曖昧さ

(1)　フランスへの到来と王権の対応

フランス王権は伝統的に外国人や「避難民（réfugiés）」に対する受入れと歓待を標榜してきた[14]。ブリテン諸島のカトリック以外にも、イベリア半島のユダヤ教徒やモリスコ、メッシーナ叛徒、アカディア難民、オランダ愛国党などフランスに長短期に受入れられた集団は多い[15]。実際には個々のディアスポラ集団への王権の対応は一様ではなく、時々の政治情勢やフランス社会への統合の見込みに左右されるものであった。そのなかで、名誉革命後にフランスに到来したアイルランド人は、少なくとも17世紀末までは王権の庇護下によく組織化されていた。アイランド人の大規模な移動は主にふたつの契機で発生した。まず、アイルランドに投入されたフランス人将兵との交換で1690年4月に約5400人のアイルランド人がフランスに送られた。彼らは3個連隊からなるマウントカシェル旅団に再編成され国境沿いの戦線に加わった。続いて、アイルランド軍のボイン河畔での敗北（1690年7月）とリムリック条約の締結（1691年10月）により「雁の飛行（flight of the Wild Geese）」と呼ばれる集団移動が発生した。特にリムリック条約の軍事条項でアイルランド人将兵にフランスへの移住が許可されたため、多くの人々が実際に海を渡った。その規模はおおむね1万9000人から3万人のあいだと推定されている[16]。彼らの一部はサン＝ジェルマン＝アン＝レの亡命宮廷に合流したが、大半はフランス軍で14個連隊3個中隊からなるアイルランド人部隊に編成された。アイルランド人部隊はマウントカシェル旅団と同様にルイ14世から俸給を得たうえに、ルイ14世のみならずジェイムズ2世にも服属する「ジャコバイト軍」を構成し、アイルランドの言語や司法を保存する「国民的な」共同体となった[17]。

14）上掲拙稿「歓待と差別」、16頁。

15）Jean-François Dubost, « Refuge religieux et politique en France », dans Lucien Bély (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, 2e éd., Paris, PUF, 2005, p. 1061–1063.

16）正確な記録が保存されていないため数量的規模の見積もりは歴史家によって異なる。ギ・ショシナン＝ノガレは男性1万9000人と推定しているが、軍事史家ガイ・ローランズは男性1万5000人と女子ども4000人以下がこの時期ブルターニュに到着したとする（Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 162–163）。パトリック・クラルク・ド・ドロマンタンは約2万5000人から3万人の規模にのぼると推測している（Clarke de Dromantin, *op. cit.*, p. 35–40）。

17）一般にフランス軍外国人部隊はフランス人部隊よりも俸給が高く（マウントカシェル旅団を除くアイルランド人部隊は例外）、様々な特権を享受した。リムリック条約によりフランスに渡るアイルランド人部隊に対してルイ14世がアイルランドの司法の保持を認めていたことは、1691年12月に著された受入れ条件に関する書から分かる。Michael Rapport, *Nationality and Citizenship in Revolutionary France. The Treatment of Foreigners 1789–1799*, Oxford, Clarendon Press, 2000, p. 50–51 ; Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 167.

ただし、フランス王権のこうした対応はディアスポラの保護というよりは戦時中の軍事的要請によるものであった。そのため1697年9月にライスワイク条約が締結されてアウクスブルク同盟戦争が終結すると、アイルランド人部隊は統廃合により6個連隊へと縮小され5000人以上が解雇された[18)]。失業したアイルランド人のなかにはスペインやオーストリアの軍隊に移動する者も多かったが、フランスに留まり民間・軍事雇用を見つける者、あるいは浮浪者や野盗になる者もいた。とはいえ、その後もフランス軍は1740年代中葉までアイルランドで募兵を続け、王権も1694年、1702年、1734年の開封王書でフランス在住の無職のブリテン諸島出身者にアイルランド人連隊での勤務を義務づけた[19)]。そのため、アイルランド人連隊は数を減少させながらもフランス革命まで維持された。

ほかにも、フランス王権は16世紀以降アイルランド人聖職者がアイルランド・カトリック教会に司祭を供給するためにフランス各地に設立したコレージュにも特権と保護を与えた。パリ、ナント、ボルドー、ドゥエ、トゥルーズ、リル、ポワティエに置かれたコレージュのうち、最も古いのは1578年に結成されたパリ大学神学部付属ロンバルド・コレージュで、平均約160人の学生を集めていた。内部ではアイルランドの四地方（マンスター、レンスター、コナハト、アルスター）に同数の定員が割り当てられ、各地方出身者の代理人がパリ大司教から学寮長などの役職者に任命されることで、出身地域の繋がりが保存されるようになっていた[20)]。また、アイルランド系コレージュはアイルランド人連隊に従軍司祭を供給したり、同郷者の財産管理や各種証明書の取得を手助けしたりするなど、霊的・物質的支援を提供した[21)]。

これらの共同体は、絶えず起源の土地アイルランドとの繋がりを表示し想起させる「小さな祖国（petite patrie）」として、亡命アイルランド人のアイデンティティ保持に貢献したと考えられる[22)]。その点では、ブルターニュ地方やギュイエンヌ地方の港町に形成されたアイルランド商人の共同体も、王権による組織化や集団的保護はなかったものの、同様の機能を有したであろう。亡命アイルランド人は同郷者同士の婚姻関係や職業関係、日常的社交や代父・代母を通した後見によって集団内部の結束を維持しつつ、フランス人との婚姻やフラ

---

18) *Ibid.*, p. 199-202. マウントカシェル旅団はアイルランド人旅団に名称変更されて保存された。

19) Clarke de Dromantin, *op. cit.*, p. 180-181 ; AnF, AD-XV-1, dossier « Étrangers », ordonnance du roi pour obliger tous les Anglois, Ecossois & Irlandois qui sont en France de prendre party dans les Régimens Irlandois, qui sont au Service de Sa Majesté (12 février 1702).

20) Liam Swords, "Collège des Lombards" in Id. (ed.), *The Irish-French Connection, op. cit.*, p. 47-48.

21) Priscilla O'Connor, "Irish clerics and Jacobites in early eighteenth-century Paris (1700-30)" in O'Connor (ed.), *Irish in Europe, op. cit.*, p. 175-190.

22)「小さな祖国」とは、移住先の地でディアスポラが生きる感情空間である。この空間は礼拝所、集合建築、個人の邸宅、料理など様々な文化的慣習や振舞い、社交活動、地名・人名の選択にまたがり、ディアスポラに世代を超えて祖国を参照させる。Monge et Muchnik, *op. cit.* p. 88-97.

ンスでの帰化、貴族身分の確認、職業実践を通してホスト社会への編入を徐々に進めた[23]。

(2)　亡命アイルランド人と外国人遺産取得権

亡命アイルランド人はフランスでどのような地位にあったのか。少なくともルイ14世がジェイムズ2世の王位の正統性を支持するあいだは、亡命アイルランド人を含むジャコバイトはフランスでは「イングランド王（Roi d'Angleterre）」の臣民であった。1703年にルイ14世がアーサー・オブライアンという人物の死後財産をいとこであるパトリック・オブライアンに授与した際、後者の「イングランド王への奉仕のための熱意と執念」を考慮したことが恩恵証書（brevet）に記されている[24]。しかし、ルイ14世はスペイン継承戦争のすえに1713年4月にアン女王と締結したユトレヒト講和条約で名誉革命体制を承認し、その敵対者への支持の放棄とジェイムズ＝エドワードのフランスからの追放を約束した[25]。1715年反乱の敗北後ロレーヌ公国に滞在していたジェイムズ＝エドワードは実際に1716年にアヴィニョンへ、次いでイタリアへと遠ざけられ、以後フランス王が正式の外交交渉や条約締結をする相手はアン女王とその後継であるハノーヴァー朝君主だけとなった。その結果、亡命ジャコバイトは主君なき民となり、フランスで不確かな地位に置かれることになる。

ただし、彼らが単なる「外国人」として外国人遺産取得権の対象になるかというと議論の余地があった。パリ王領法廷副検事であったルフェーヴル・ド・ラプランシュは死後出版の著書『王領事項に関する覚書』（1764–1765年）において、国王は亡命ジャコバイトの財産に対する外国人遺産取得権を放棄したと記している[26]。ラプランシュはその根拠として、ルイ14世がジャコバイトに与えた複数の恩恵証書を挙げている。これらの恩恵証書はジャコバイトの諸個人にフランスでの相続・被相続を承認するものであったが、ルイ14世の個別的な恩恵の表明でしかなく、亡命ジャコバイト全体の特権を規定するものではなかった。ま

23) Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 313 ; Clarke de Dromantin, *op. cit.*, première partie.

24) Brevet de don d'aubaine à Patrice O'Brien des biens de son cousin Arthur O'Brien (31 mai 1703), cité dans Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 460–461. 恩恵証書は国王による恩恵の授与を証明する証書で、国王の命を受けた国務卿によって発行される。大法官府や尚書局で発行される開封王書に比べ発行の手続きが簡易的であるという特徴をもつ。Bernard Barbiche, « Actes royaux », dans Bély (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime, op. cit.*, p. 23–28.

25) Jean Dumont, *Corps universel diplomatique des gens [...]*, 4 vol., Amsterdam, chez P. Brunel, R. et G. Wetstein, les Janssons Waesberge, et l'Honoré et Chatelain, La Haye, chez P. Husson et Charles Levier, 1726–1730, t. VIII, partie 1, p. 340. ジェイムズ2世は1701年にサン＝ジェルマン＝アン＝レで死亡し、息子ジェイムズ＝エドワードがジェイムズ3世を名乗った。ジェイムズ＝エドワードとその息子チャールズ＝エドワードはそれぞれ1715年と1745年のジャコバイト反乱を主導しスチュアート家の王位回復を試みたが失敗した。

26) Lefèvre de Laplanche, *Mémoires sur les matières domaniales ou Traité du Domaine*, 3 vol., Paris, Desaint & Saillant, 1764–1765, t. II, chap. V, § X, « Des successions des Anglais venus à la suite du Roi Jacques », p. 77–78. ここでいう「イングランド人（Anglais）」はブリテン諸島出身者の総称で、アイルランド人を含んでいる。

た、ラプランシュの著書に序文と脚注を付けた編者ポール＝シャルル・ロリは、ルイ 14 世が 1704 年にシャトレ裁判所民事代官に宛てた手紙にも言及している[27]。アイルランド人司祭シィ（Sihy）を擁護するこの手紙のなかで、ルイ 14 世は自身がシィのような「亡きイングランド王について我が王国に来たアイルランド人」を常にフランス臣民として扱ってきたこと、そして今後も彼らが帰化認可状を取得せずとも生来のフランス人と同じ権利を享受できるよう望んでいることを表明した[28]。けれども、この手紙は王の意思を示すだけで、必ずしも法としての強制力をもつわけではなかった。

そのため、亡命アイルランド人は 1749 年に共同で彼らの地位と特権を規定する法の制定を国王に願い出た。「フランスに定着したアイルランド人カトリック」から、フランス臣民と同等の遺言権と相続人への財産移転権を彼らに「維持」することを定める国王宣言の発布が請願されたのである[29]。この請願には国王宣言の草案が添えられており、その末尾には 8 人の亡命アイルランド貴族の署名が付されていた。請願の目的は亡命アイルランド人のフランスでの相続の安全である。1669 年 8 月王令で外国人遺産取得権を含む王領収入が請負契約に出されたことにより、契約を入札した徴税請負人は国庫に回収された外国人の相続から一定の取り分を取得する権利を獲得し、外国人遺産取得権の適用を追い求めるようになっていた。さらに 1701 年 12 月王令で王領総徴税官（receveur général des domaines）、王領総会計管理官（contrôleur général des domaines）、王領法廷検事（procureur du roi de la chambre du Domaine）に外国人遺産取得権による王領収入の計 30％が割り当てられ、外国人の相続の「没収」に利害をもつ集団が増加した[30]。外国人の相続人や親族がこうした集団の権利要求を退け財産を継承するには、死亡した外国人が帰化や何らかの特権により外国人遺産取得権を免除されていることを証明しなければならない。そのため亡命アイルランド人は正式な開封王書を必要としたのだが、結局彼らが求める集団的な特権は授与されなかった[31]。

一方で、ブリテン諸島の臣民はフランスで動産に限り外国人遺産取得権の免除を享受できた。1572 年 4 月のブロワ条約で規定されて以来、この特権はいくども確認されてきたが、

---

27) *Ibid.*, note a, p. 78. ロリはリムリック条約にも言及している。しかしこの条約にはアイルランド将兵がフランスで享受する財産上の特権や処遇に関する規定は存在しない。

28) Archives du ministère des Affaires étrangères（以下 AAE）, Correspodance politique（以下 CP）, Angleterre, vol. 425, fol. 366, lettre du roi au lieutenant civil au Châtelet le Camus (1er mai 1704).

29) AAE, CP, Angleterre, vol. 425, fol. 336-344 : « Demande des Irlandais catholiques établis en France, d'une déclaration qui les maintienne dans le droit de tester et de transmettre leurs successions à leurs héritiers à l'instar des naturels Français ».

30) 上掲拙稿「18 世紀フランスにおける外国人遺産取得権」、7-8 頁。

31) Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 287. 1749 年の請願にもとづいて国王宣言が発布されたとするクラルク・ド・ドロマンタンの記述（Clarke de Dromantin, *op. cit.*, p. 60）は間違いである。

ルイ 14 世の親政期にはユトレヒト通商条約（1713 年 4 月）の第 13 条ではじめて更新された。その条項には、「商人と他のグレート＝ブリテン女王臣民（marchands et autres sujets de la Reine de la Grande-Bretagne）」にフランスでの動産に関する遺言と相続の自由および外国人遺産取得権の免除を認めることが明記されている[32]。さらに、この条項は 1739 年 7 月 19 日の国王宣言で確認されたが、対象者は「グレート＝ブリテン臣民（sujets de la Grande-Bretagne）」や「グレート＝ブリテン王臣民（sujets du Roi de la Grande-Bretagne）」と記されている[33]。したがって厳密には、動産相続に関するこの特権は名誉革命体制下のイギリス君主の臣民のみを対象としており、亡命アイルランド人はこれを享受できないはずである。とりわけ、フランス軍のアイルランド人将兵は 1738 年と 1746 年にアイルランド議会で制定された外国軍勤務禁止法に違反しており帰国すれば死刑に処される可能性があるため、イギリス王臣民の地位を喪失していると考えられる[34]。他方で、亡命ジャコバイトが明示的にこれらの条約や国王宣言の対象から除外されているわけでもなかった。彼らの地位を規定する明確な法が存在しないなか、彼らは本当に「グレート＝ブリテン王臣民」と区別され、上記の特権から排除されていたのだろうか。これは検討を要する問題である。

以上を要約すると、18 世紀の亡命アイルランド人は法的次元では異論の余地のないイギリス王臣民でも生来のフランス臣民でもなく、かといってラプランシュが主張するような「別個の国民集団（un corps de nation séparé）」[35]をなしているともいえなかった。こうした地位の曖昧さは出身地との空間的・政治的断絶をともなうディアスポラに特有であり、彼らを法的・社会的に脆弱な存在にした。しかし一方で、この曖昧さはディアスポラにそれを補完するための策を講じたり、利益を引き出すために諸機関と交渉したりする余地を与えもする。次章では、亡命アイルランド人が外国人遺産取得権を免れ自身や親族の相続を守るために、いかに集団内部の連帯やネットワークを活用したのかを分析する。

２．相続の保護とディアスポラの連帯

(1)　外国人遺産取得権を予防する

外国人遺産取得権の適用を回避するのにもっとも確実な予防策は帰化することである。通常は帰化認可状という開封王書の取得によって帰化をする。筆者がフランス国立公文書館（Archives nationales de France）所蔵の内務卿官房文書に含まれる帰化認可状の草稿を調査した結果、1688 年から 1789 年までに少なくとも 527 人のアイルランド人が帰化認可状を

32) Dumont, *Corps universel diplomatique des gens, …op. cit.*, t. VIII, partie 1, p. 347.
33) Bibliothèque nationale de France（以下 BnF）, IFN-8611519, déclaration du roi (19 juillet 1739).
34) Statutes 11 George II c. 7 (1738) et 19 George II c. 7 (1746).
35) Lefèvre de Laplanche, *op. cit.*, t. II, chap. V, § X, p. 78.

取得したことが判明している[36]。この期間のうち1697年からの約10年間は1697年7月22日国王宣言で外国人に命じられた特別税の納入が帰化認可状の取得に代わるとされたため、通常の帰化をする者は相対的に少なかった。ジャン＝フランソワ・デュボストとピーター・サリンズによる1697年外国人課税の台帳の分析では、課税対象となった「アイルランド人」のなかで移民第一世代は141人であった[37]。ただしこの141人は世帯主の数であって個人の数ではないうえに、実際に納税による帰化を行ったかは定かではない。さらにフランス軍勤務者は外国人課税を免除されたため[38]、上記の数は当時フランスに住んでいた多数のアイルランド人軍人を含んでいない。以上の理由から、帰化したアイルランド人の総数を正確に把握するのは不可能であるが、こうした記録からは一部のアイルランド人が実際に帰化を選択したことがうかがえる。

他方で、大多数の亡命アイルランド人は帰化を選択しなかった。帰化申請にカトリック信徒であること以外の明確な要件が存在しないにもかかわらず、なぜ帰化をしなかったのかは不明であるが、帰化には少なくない費用と労力がかかったため、守るべき財産がなければ帰化しないのは当然であった。また、民間人のなかには将来帰国する予定の者もいたであろうし、軍人たちはジャコバイトとして自身が外国人遺産取得権を免除されていると考えていたであろう。たとえばロバート・マクダーモット（Robert Macdermot）はアイルランドでジェイムズ2世軍に加わったのちにフランスに移住し、1699年に未帰化のままルアンで死亡した。弟（／兄）のブライアン（Brien Macdermot）もフランス軍アイルランド人連隊の中尉であったため、外国人遺産取得権の適用は想定していなかったと思われる。実際、ブライアンはルイ14世からロバートの死後財産を授与する恩恵証書を獲得した[39]。しかしこのことが徴税請負人が外国人遺産取得権に対してもつ権利に反していたことから、ルアン王領法廷と徴税請負人が相続に介入し、王領法廷はブライアンと徴税請負人の紛争を解決するためにこの件を国務顧問会議に移管することを決定した[40]。ロバートの相続が最終的にいかなる帰結をみ

36) Archives nationales de France（以下 AnF）, O^1 219-238；上掲拙稿「18世紀フランスにおける外国人と帰化」、12頁。

37) Jean-François Dubost et Peter Sahlins, *Et si on faisait payer les étrangers ? Louis XIV, les immigrés et quelques autres*, Paris, Flammarion, 1999, p. 192. 1697年外国人課税は第一世代のみならずその子孫にも納税を求めたが、移民第二世代以降はフランス生まれのため法的にはフランス臣民である。

38) *Ibid.*, p. 33.

39) Archives départementales（以下 AD）de la Seine-Maritime, C1514, pièce datée du 13 janvier 1700.

40) このとき徴税請負人は1669年8月王令にもとづき、2000リーヴルまでの相続ならその全額を、2000リーヴル以上の相続ならばその3分の1の額を取得する権利を主張した。AD de la Seine-Maritime, C2292, 20 janvier 1700.
王領法廷（chambre du Domaine）は外国人遺産取得権を含む王領関連事項を第一審で裁く専門的な裁判所である。1693年以降、各総徴税区（généralité）で財務局（bureau des finances）との二審制の裁判所を構成し、高等法院を上訴審とした。

たのかは不明だが、この事例が示すのは、ジャコバイトという属性だけでは相続に対する国庫の介入を防げなかったということである。そのため帰化を選択しない亡命アイルランド人が相続の安全を確保するには、死亡する前に可能な策を講じて準備しなければならなかった。

帰化以外の合法的な予防策として取られたのは生前贈与と遺言書の起草である。生前贈与は万民法（droit des gens）に属す行為であるため外国人にも認められていたが、遺言権は市民法（droit civil）の範疇になるためフランスでは原則的に外国人には認められていなかった。それにもかかわらず外国人がしばしば遺言書を残したのは、状況によっては遺言の効力を認められる可能性があったことに加え、遺言により財産を継承させるという行為自体に死にゆく者と残される者を結びつけ、家族や親族、共同体との繋がりを保つ意味があったからなのかもしれない[41]。18世紀トリノの「エトランジェ（étranger）」を研究したシモーナ・チェルッティが、その特質を家産継承を可能にする繋がりをもたない社会的に周縁的な状態であると解釈したことは示唆的である[42]。次に挙げるジェイムズ・スケレット（Jacques Skerrett）の事例は、相続できる子がいないがゆえにこの繋がりが途絶えるという外国人が陥りうる事態が同郷者の連帯によって回避され得たことを示している。

スケレットは1767年10月にフランス植民地サン＝ドマングで死亡した卸売商である。彼は女奴隷とのあいだに私生児マリ＝クレールをもうけたが、正式な婚姻は結んでいなかった。1763年に帰化認可状を取得し、死亡の9ヶ月前に遺言書で全財産をサン＝ドマングの卸売商アーサー・フレンチ（Arthur French）とア＝ヴァシュ島（île-à-Vache）[43]の住民デニス・マクネマラ（Denis Macnemara）に遺贈する意思を表明し、さらに死の4日前には遺言変更証書（codicille）を作成してナントのマクネマラ夫人のもとにいるマリ＝クレールへの遺贈分を示した[44]。スケレットはフレンチとマクネマラを遺言執行人に指定しており、自身の財産の受け取りも管理も両者に託していた。ただし、スケレットは帰化認可状をサン＝ドマングの高等評定院に登録していなかったため、帰化が無効とみなされることを危惧したのであろう[45]。死亡する6日前に公正証書を作成し、ラム酒製造所や土地を含む複数の不動産を

41）家族と同じ場所への埋葬がこうした機能を果たしたことが指摘されている。Monge et Muchnik, *op. cit.*, p. 106.

42）Simona Cerutti, *Étrangers. Étude d'une condition d'incertitude dans une société d'Ancien Régime*, Montrouge, Bayard, 2012.

43）ア＝ヴァシュ島は仏領サン＝ドマング島の南に位置する島であり、スケレットが住んでいたサン＝ドマング島南西部の都市レ・ケイ（les Cayes）から10キロほどの距離にある。

44）AD de la Loire-Atlantique, 23J6, Testament de Mr. Skerrett (11 janvier 1767), Codicile de Mr. Skerrett (1er octobre 1767).

45）帰化認可状は開封王書であるため、所定の裁判所に登録して初めて効力をもつ。本国では申請者の住居を管轄する会計法院と財務局に登録するが、植民地には財務局がないため、パリ会計法院と植民地の高等評定院に登録したようである。

フレンチに生前贈与した[46]。このようにスケレットはフレンチとマクネマラという二人の同郷者の手を借りて財産の継承を成立させようとしたが、サン＝ドマングのセネシャル裁判所はスケレットの遺言と生前贈与を無効と判断した。帰化の手続きが完了していなかったことに加えて、植民地に適用されるパリ慣習法では死の直前の生前贈与は遺言による財産処分と同じとみなされることが理由であったと考えられる[47]。そのため、フレンチとマクネマラはスケレットの帰化認可状をサン＝ドマングの高等評定院に登録する許可を願い出て、1772年にようやくこれを獲得した。その結果、1773年4月にポルト＝プランス高等評定院の判決でスケレットによる遺言と生前贈与が承認され、スケレットの相続は無事包括受遺者たちの手に渡ることになったのである[48]。

しかしながら、約6年半に及んだ裁判は遺言執行人たちに少なくない負担を強いたであろう。パリで発生した元アイルランド人連隊中尉トマス・カンティロン（Thomas Cantillon）の相続（1764年）でアイルランド在住の父親と兄（／弟）がフランスのアイルランド人司祭をそれぞれ代理人に指定したように[49]、裁判になってからも信頼できる同郷者の力を借りながら財産没収を回避する努力は続けられるが、外国人とその親族にとっては国庫の介入や裁判そのものを避けられる方がより安心であった。そのためには、外国人遺産取得権の免除特権をもつ共同体への帰属を証明するのもひとつの手段であった。たとえば1729年にボルドー近郊のサン＝マケール（Saint-Macaire）で死亡したアイルランド人医師ゴティエ・デルコ（Gautier Delco）は、死亡の3カ月前にボルドーのアイルランド系コレージュの学院長から卒業生であることの証明書を取得し、ボルドーのセネシャル裁判所で認証を受けた[50]。1654年2月の開封王書によりこのコレージュに所属する司祭と学生にはフランスでの帰化者の特権が認められていた。デルコは自身が1692年にコレージュに所属していたことを証明することで、アイルランドに住む母親を包括相続人に指定した遺言書の効力を確保しようとしたのである。

以上のように、亡命アイルランド人は親族や同郷者の協力を得ながら財産と相続による繋がりを保持しようとした。ただし生前贈与も遺言書の作成も身元を示す証明書の準備も、ディアスポラではない外国人でも試みることである。他方で、ディアスポラであるがゆえに他の

---

46) AD de la Loire-Atlantique, 23J6, acte de donation entre-vifs (29 septembre 1767). この証書においてフレンチはスケレットの「親族（parent）」と記されている。

47) パリ慣習法（1580年）第277条を参照。Charles-Antoine Bourdot de Richebourg, *Nouveau coutumier général*, 8 vol., Paris, Michel Brunet, 1724, t. III, p. 49.

48) AD de la Loire-Atlantique, 23J6, Extrait des registres du Conseil supérieur du Port-au-Prince (23 avril 1773).

49) AnF, Y 11080, « Scellé après le décès du sieur Cantillon » (1 mars 1764).

50) AD de la Gironde, C3730, « Verbal de feu Delco aubain » (25 septembre 1729) ; AnF, E1054A, n° 57, arrêt du Conseil (14 février 1730).

外国人よりも相続の手続きや裁判においていっそう不利な状況に置かれたのも事実であった。次節以降はディアスポラがこうした状況を打開するために、彼らがもつ社会的資本をいかに活用したのかを考察する。

(2)　財産の「隠匿」

ディアスポラが相続に際して直面する困難は、部分的には、出身国の大使に頼ることができないことから説明される。外国人が死亡すると、知らせを受けた国王役人が財産の差押えにやってくるが、イギリス臣民の財産が外国人遺産取得権の名目で「没収」の危機に瀕したときは、パリに駐在するイギリス大使が差押えを解除させるためにフランス外務卿に働きかけることがあった[51]。さらに1784年にイギリス大使ドーセット公は、パリ在住のアン・カッサン（Anne Cassanne）という女性から生前に遺産管理の依頼を受けたため、実際に彼女の死後まもなく彼女の自宅に書記官を派遣して財産に封印を貼付させた[52]。イギリス臣民の相続はフランスでイギリス大使が代表するイギリス王の権威のもとに保護されることが期待できたのである。反対に亡命アイルランド人は特にジェイムズ＝エドワードの追放以降、フランスの行政や王権と交渉できる権威ある庇護者をもたなかった。そのため彼らは、相続への国庫の介入という危惧すべき事態をなるべく避けるために、ときにはフランス行政から非合法とみなされる手段をも取ったのである。

たとえば、彼らは相続の現場に国王役人が到着する前に財産を別の場所に移動させることがあった。1740年にパリで死亡したガルモイ子爵ピアス・バトラー（Pierce Butler, vicomte de Galmoy）の相続がその例である。彼は元々ジェイムズ2世のアイルランド枢密顧問官およびキルケニー統監で、アイルランド戦争を戦ったのちリムリック条約を期にフランスに渡り、アイルランド人連隊の連隊長を務めた生粋のジャコバイト貴族である[53]。息子は1709年に死亡していたため、フランス軍アイルランド人連隊大尉である二人の甥リチャード・バトラー（Richard Butler）とジェイムズ・バトラー（Jacques Butler）が遺言で相続人に指定されていた。子爵の死後、財産の差押えに来た国王役人が家内奉公人から得た証言によると、甥の一人が子爵の死の前々夜に現れて、銀食器や銀燭台、銀の塩入れと胡椒入れ、そしておそらく現金の入った小箱を馬車で持ち去った。どこに運んだかは不明だというが、

51）見瀬悠「18世紀ヨーロッパの外交官による自国民の保護―駐フランス使節の事例から―」『待兼山論叢』第57巻、2023年、1-26頁。

52）AAE, CP, Angleterre, vol. 549, fol. 285-286, du duc de Dorset au comte de Vergennes (7 août 1784).

53）*Oxford Dictionary of National Biography* (online), “Butler, Pierce, styled third Viscount Galmoye, and Jacobite earl of Newcastle (1652-1740)”.

奉公人は子爵の遺言執行人であるフランス軍中将マイケル・ロース（Michel Rothe）[54]宅に運び込まれたものと推測している[55]。死の床にある者の財産を第三者が移動させることは行政からは財産の「隠匿」として追及の対象になり得たが、ガルモイ子爵の相続の事例は例外ではなかった。1756年11月にボルドー近郊アルティーグ（Artigues）のぶどう園で死亡した卸売商ジョン・ボンフィールド（Jean Bonfield）の相続でも、翌年2月に国王役人が訪れた際に、息子デイヴィド（David Bonfield）の帳場係ジョン・フリン（Jean Flyn）が、ジョンの死後にデイヴィドの指示でこのぶどう園に保管されていたぶどう酒を運び出したと証言した[56]。国王役人はさらにジョン・ボンフィールドのボルドー滞在時の宿泊先であった卸売商ジョン・ミード（Jean Meade）のシャルトロン城街区の自宅にも赴き、そこにいたデイヴィドから、父の死後に現金約100リーヴルとぶどう酒28樽と小麦15ボワソー[57]を持ち出しすでに売却したという証言を得た。デイヴィドによる父宅からの商品の持ち出しは国庫による接収を回避する目的で行われたのか、それともデイヴィドがジョン・ミードと共同経営する会社の通常の活動の一環であったのかは分からないが、いずれにしてもディアスポラ同士の日常的・職業的な関係のうえに成立していることは明らかである[58]。

とはいえ、こうした財産の移動に同郷者以外も関与し得たことも事実である。1753年に死亡したトゥアール（Thouars）のサン＝ラオン大修道院長エドム・グールド（Edme Goulde）は、病床に臥した状態で、銀食器をふくむ食器類、金時計、麻糸、祭服をふくむ衣類、馬衣をカプチン会修道士アンジュ神父を介してトゥアールの救貧院に贈与した[59]。エドムには同居する姪も、トゥアール近郊ブイエ＝ロレツ（Bouillé-Loretz）で小教区主任司祭を務めるいとこもいたが、彼らは多少の財産を受け取りつつも救貧院への財産の移転には関わっていないようである。相続人となる子のいないディアスポラが財産の継承を確保するために頼るのは必ずしも同郷者だけではなかった。定着先のローカルな社会への統合の度合や行為の目的に応じて、ディアスポラが活用するネットワークは異なっていたと考えられる[60]。

54）マイケル・ロースはアイルランド出身で、イングランド人の妻キャサリン・ミドルトンとともに1736年に帰化認可状を取得した。AnF, O^{1}226, fol. 90.

55）AnF, Y15774B, « Procès verbal de scellé apposé après le décès de Milord Galmoy » (19 juin 1740).

56）AD de la Gironde, C4763, pièces n° 94, procès-verbal (28 février 1757).

57）ボワソー（boisseau）は当時使用されていた穀量の単位で、1ボワソーは約12.7リットル。

58）ジョン・ボンフィールドはアイルランドのクレア州生まれで、リムリック出身のミードとは30年来の知り合いであった。息子のデイヴィドもアイルランド生まれであり、ジョン・フリンも名前からアイルランド出身であることが推測できる。

59）AD de la Vienne, C313, procès-verbal d'enquête (7 juillet 1753).

60）モンジュとミュシュニクがディアスポラのネットワークを分析概念ではなく分析対象として捉えながら、ひとつのディアスポラ集団が条件や状況に応じて複数の異なるネットワークを構築しうると指摘しているのは示唆的である。Monge et Muchnik, *op. cit.*, p. 51–53.

(3)　法的な脆弱性と連帯の限界

亡命アイルランド人はイギリス王の保護を受けられないだけでなく、固有の法的な脆弱性も抱えていた。それは、カトリック信徒が弾圧されるアイルランドでは彼らにとって戸籍に相当する小教区簿冊にアクセスすることが困難であったことに起因する。外国人の親族や相続人はフランスの法廷で相続権を主張する際に死亡した外国人との親族関係を証明する必要に迫られたが、アイルランドで小教区簿冊が作成されるようになったのは主に18世紀後半からであるため[61]、民事身分（état civil）や血統をフランスの裁判所が求める形式にしたがって証明するのは必ずしも容易ではなかった。亡命アイルランド人はその結果生じる法的な脆弱性を同郷者の連帯によって補おうとした。1748年に始まったヘレン・フレミング嬢（Hélène Fleming）の相続をめぐる裁判はこのことをよく示している[62]。

フレミング嬢はロンドンでアイルランド貴族のロングフォード子爵クリストファー・フレミング（Christophe Fleming, vicomte de Longford）とアイルランドのケリー州ディングル（Dingle）の準男爵トラント家のアン（Anne Trant）とのあいだに生まれた[63]。1743年にフランスに帰化したが、1748年に独身のまま子も遺言も残さずに死亡した。彼女の相続にはオーヴェルニュ公夫人であった母方のおばキャサリン＝オリーヴ・トラント（Catherine-Olive Trant）から継承した所領も含まれていたため、裁判には親族を名乗る者が複数現れ徴税請負人と争った。そのなかで親族関係の証明を試みたのはプロサー兄妹（Thomas et Jeannes-Henriette Prosser）であった。兄妹の父トマス・プロサーはケリー州出身のアイルランド人クレア連隊大尉で、1708年にサン＝ジェルマン＝アン＝レで結婚した[64]。この結婚から、兄トマが1708年にドゥエ（Douai）で、妹ジャンヌ＝アンリエットが1716年にサン＝トメール（Saint-Omer）で生まれた。プロサー兄妹は「生来のフランス人」（naturel Français）であることから、フレミング嬢との親族関係を証明できれば彼女の相続人になれる可能性が

61）1671年から小教区簿冊が作成されたウェクスフォード司教区を除いて、最も古い小教区簿冊は1733年初頭にさかのぼるレイディーズ・アイランド小教区のものである。18世紀半ば以降アイルランドのカトリック小教区の復興とともに、小教区簿冊の作成が体系的になり保存されるものも多くなる。Patrick J. Corish, *The Catholic Community in the Seventeenth and Eighteenth Century*, Dublin, Helicon Limited, 1981, p. 40, 101 et 103.

62）BnF, IFN-8613258, arrêt du conseil d'État du roi, avec l'avis de l'inspecteur général du Domaine de la Couronne (13 février 1759).

63）トラント家についてはサン＝シモン公の『回想録』に記述がある。Saint-Simon, *Mémoires*, collationnée sur le manuscrit autographe, augmentée des additions de Saint-Simon au Journal de Dangeau et de notes et apendices par A. de Boislisle, avec la collaboration de L. Lecestre et de J. de Boislisle, Paris, Libraire Hachette, 1925, t. 37, p. 22–24.

64）C. E. Lart (ed.), *The Parochial Registers of Saint Germain-En-Laye. Jacobite Extracts of Births Marriages and Deaths with Notes and Appendices*, 2 vol., London, The St. Catherine Press, 1910–1912, t. 2, p. 21.

あったのである[65]。そこで彼らが主な証拠として提出したのは1702年にジェイムズ2世の紋章官ジェイムズ･ティリ（Jacques Tirry）[66]によって作成された家系図である。これによるとプロサー兄妹の父トマスの曽祖父はジョン・ネイグル（Jean Nagle）であり、この家系図をキャサリン＝オリーヴ・トラントが1720年の婚姻に際して作成させた家系図と照合すると、トマス・プロサーはキャサリン＝オリーヴ・トラントと同じ曽祖父をもつことになる。すなわち、プロサー兄妹とフレミング嬢は高祖父ジョン・ネイグルを共有する遠縁の親戚ということになるのであった。ただし1702年の家系図はアイルランドにいた世代に関しては小教区簿冊の記録に依拠していなかったため、プロサー兄妹は補足資料として三種類の証言にもとづく証書を併せて提出した。

ひとつは1750年9月にブレスト（Brest）で作成された証書で、フランス軍アイルランド人クレア連隊の将校7名がプロサー兄妹の父トマスがキャサリン＝オリーヴ・トラントのいとこであることを証言したものである。もうひとつは1751年1月付の証書で、4名の高位のアイルランド軍人がフレミング嬢の祖母がプロサー兄妹の祖母のいとこであることを証言した[67]。最後の証書は1751年12月にケリー州ディングルで作成された公知証書（acte de notoriété）で、ケリー州のジェントルマンでフレミング嬢の祖父の甥にあたるジョン・ライス（Jean Rice）が1702年の家系図が事実に即していることを証言した。ライスはさらに①ケリー州のアイルランド人司祭4名による家系図の真正性の証言、②ディングルに住む30人によるジョン・ライスの誠実さと宣誓の信頼性の証言、③ケリー州総督副官たちによる②と同じ内容の証言を添付した[68]。以上から、フランスとアイルランドから少なくとも計48人の同郷者が動員され、プロサー兄妹のために証言したことが分かる。

プロサー兄妹がこれほど多くの証言を集めたのは、出生、婚姻、死亡の証明において小教区の記録を重視するフランスの裁判では自分たちが不利な立場に置かれることを自覚していたからである。1539年ヴィレル＝コトレ王令により洗礼記録の作成が義務づけられ（第51条）、1579年ブロワ王令でそれが全小教区での洗礼、婚姻、埋葬の記録の作成と保管の義務に拡大した（第181条）。これにもとづいて、1667年民事訴訟王令によって小教区簿冊の作成と保管の細目が規定され、年齢、婚姻、死亡について裁判で証拠となるのは小教区簿冊に

---

65) 16世紀以降フランス臣民の条件として出生地主義が定着した。さらに、帰化者の相続人になれるのは生来のフランス人か帰化者のみである。

66) またはテリ（Terry）。ジェイムズ2世の後を追ってフランスに亡命した紋章官で、サン＝ジェルマン＝アン＝レ宮でジャコバイト貴族家系の系譜の調査を担当した。調査結果にもとづいて発行される証明書はジャコバイト貴族がフランス王から貴族身分の承認を得るための証拠書類になった。Genet-Rouffiac, *op. cit.*, p. 293-294.

67) BnF, IFN-8613258, arrêt du conseil d'État du roi (13 février 1759), *op. cit.*, p. 32.

68) *Ibid.*, p. 35.

正式に受理された記録であることが定められた（第20章）[69]。こうした展開が示すのは、王権による住民の民事身分の把握への欲求が高まったことと、裁判において証言による証拠よりも客観的な事実にもとづく書証の方が優先されるようになったことである[70]。フレミング嬢の相続をめぐる裁判では、プロサー兄妹が提出した各種証拠書類の真偽や信憑性が検証されるとともに、小教区簿冊に依拠しない証書に証拠能力を認めるか否かが議論された。確かに上記の1667年王令では小教区簿冊の不在や喪失の場合は他の証書や証言も認めるとされており（第20章第14条）、プロサー兄妹も上訴の際にこの点を強調した。しかし王領監察官（inspecteur général du Domaine de la Couronne）の見解では、証言が証拠としての効力をもつのは証人が証言をする対象を個人的に、そして直接的に知っている場合のみであるため、200年以上遡る家系図の真偽は証言によって証明され得ないということであった[71]。さらに、プロサー兄妹が提出した1702年の家系図は、表記に複数の異なる筆跡が確認されたことから、もとの真正の家系図を何者かが改竄して作った偽造文書であると判断された。その結果、フレミング嬢に繋がるネイグル家と同じネイグル家の出身であるというプロサー兄妹の曾祖母フィリス・ネイグルが実在した証拠はなくなり、プロサー兄妹がネイグル家を介してフレミング嬢と親族関係をもつという兄妹の主張は根拠のないものとみなされた[72]。

1759年2月13日の判決でプロサー兄妹は敗訴した。彼らが実際に家系図を捏造し証人や判事たちを欺こうとしていたのか、それとも不幸にして裁判所の要件を満たす証拠書類を提出できなかっただけなのかは分からない。しかしこの事例は結果的にディアスポラの連帯の限界を露呈させた。なぜならこの裁判の判決によって確認されたのは、「オベーヌ（aubaine）の名目で国王に取得された相続を国王から奪い取るためには公署証書（actes authentiques）によって権利と資格を証明しなければならない」という原則だったからである。ジェイムズ＝エドワードの追放以降、権威ある政治的庇護者を欠いた亡命アイルランド人にとって同郷者の繋がりは用いることのできる貴重な資源であり続けたが[73]、フランス司法の厳格な手続きの前では必ずしも救いをもたらさなかったのである。

以上、本章の分析からは、親族をはじめとする同郷者の連帯とネットワークがディアスポ

---

69) René Le Mée, « La réglementation des registres paroissiaux en France », *Annales de démographie historique*, année 1975, p. 433-477.

70) Jean-Jacques Clère, « Remarques introductives sur la preuve par témoins en droit civil français », dans Benoît Garnot (dir.), *Les témoins devant la justice. Une histoire des statuts et des comportements*, Rennes, PUR, 2003, p. 11-22.

71) BnF, IFN-8613258, arrêt du conseil d'État du roi (13 février 1759), *op. cit.*, p. 16-20.

72) *Ibid.*, p. 24-29.

73) 同郷者の証言は貴族身分確認状（lettres de reconnaissance de noblesse）の申請には証拠として用いられ続けた。Clarke de Dromantin, *op. cit.*, p. 79-80 ; O'Connor, "Irish clerics and Jacobites in early eighteenth-century Paris (1700-30)", art. cit., p. 189.

ラの身元や相続の不確かさを和らげる役割を果たしたが、フランスの司法と交渉できるほどの効力をもちはしなかったことが分かった。次章ではディアスポラが外国人遺産取得権やその適用をめぐる裁判に直面した際に、自身の帰属やアイデンティティをいかに選択したり操作したりしながら適用を免れようとしたのかを考察する。

3．帰属の選択とディアスポラの戦略

(1)　フランス臣民になる

まず、亡命アイルランド人は帰化をすることでフランス臣民の地位を獲得することができた。ただし、帰化認可状の取得による通常の帰化は手続き自体に少なくない費用と労力を要するため、この選択肢を取った人々は少数派であろう[74]。法的観点からは、帰化しなければフランスでの聖職禄の保有や不動産の相続・被相続が不可能だったことが彼らを帰化へと促す主な要因であったと考えられる。フランスでは1431年以降外国人には聖職禄の保有が許されていなかったため、フランスで正式に聖職禄を保有するには帰化とともに聖職禄保有許可状を取得しなければならなかった。実際、帰化認可状の取得により帰化した上記のアイルランド人527人中300人（57%）は聖職者であり、一部は帰化する前からフランスで小教区助任司祭の職を事実上担っていた[75]。帰化時点で就いている聖職を空位として侵害されたり、将来的な聖職禄の保有が妨げられたりしないようにするためには、法的な資格を得ることが重要だったのである。不動産に関しては、ブリテン諸島出身者は1787年1月の開封王書までフランスでの相続･被相続権をもたなかったため､法的根拠の不明瞭なジャコバイトの「特権」に頼らずに不動産の継承を確実にする手段は帰化しかなかった。実際、オクィン家（O'Quin）、ガーノン家（Gernon）、マカーシ家（Macarty）といったボルドーに定着したアイルランド商人は海上交易のかたわらぶどう園や都市不動産を経営しており、帰化申請ののちに不動産を購入したことが確認されている[76]。

こうしたアイルランド人が取得した帰化認可状の一部には、起草にあたる国王書記官の筆

---

74) Peter Sahlins, *Unnaturally French. Foreign Citizens in the Old Regime and After*, Ithaca-London, Cornell University Press, 2004, p. 75-79, 100-107. ただし、軍人は帰化認可状を取得しなくてもフランス臣民の地位を手に入れられた。1715年11月30日国王宣言により、フランス軍に10年間勤務したカトリックの外国人は居住地の上座裁判所書記課でフランス永住の意思を宣言するだけでフランス臣民とみなされることが決められたからである。とはいえアイルランド人でこの特権を享受したことの分かる例は少なく、帰化認可状の取得の方が好まれていた可能性がある。Philippe-Antoine Merlin, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence*, 17 vol., 4e éd., Paris, Garnery, 1812-1825, t. II, article « Aubaine », § VI, 4o, p. 429 ; Clarke de Dromantin, *op. cit.*, p. 56-57.

75) たとえば1740年に帰化したジョージ・クラフトン（Georges Crafton）は、幼少期にフランスに渡りパリのロンバルド・コレージュで学び叙階され、帰化の8年前からシャルトル司教区のクルヴィル（Courville）小教区で助任司祭の任についていた。AnF, O1 227, fol. 3.

76) 上掲拙稿「18世紀フランスのける外国人と帰化」、18頁。

を借りて申請者が帰化の経緯を説明する例がみられる。興味深いのは、そうした記述において上記のような物質的利害よりもディアスポラとしての経験への言及が目立つ点である。彼らはジャコバイトやアイルランド人としての自己とフランス臣民になろうとする自己を緩やかな連続のなかに描き出す。たとえば1702年に帰化認可状を取得したミーズ州コルバリス（Corballis）生まれの軍人ナサニエル・フック（Nathanael Hooke）は、自身が名誉革命によって「正統な君主である国王ジェイムズに対して負っている忠誠を保つためにフランスへ渡るのを余儀なくされ」、フランスで「臣民が穏和な統治を享受していると知り、それによって余〔ルイ14世〕の王国で生涯を閉じたいと強く望む」ようになり、ルイ14世への「奉公に対する熱意と愛着」を証明できるものに専念したと語っている[77]。この語りのモチーフはジェイムズ2世とルイ14世への二重の忠誠、もしくは前者から後者への忠誠の移行である。また、1718年に帰化と貴族身分の確認を行ったリムリック出身の卸売商ウィリアム・ホワイト（Guillaume White）は、「常に信仰するカトリック宗教が原因で迫害されたため、アイルランド王国を去り、一握りの財産をもってフランスへと渡ることを余儀なくされ、サン＝マロに到着し海上交易に携わる」ようになったこと、「アイルランドへの帰国を拒否したために死罪と財産没収を受けた」ことを説明している[78]。ピーター・サリンズによると、こうした帰化の経緯や動機の説明は帰化申請において必須ではなかったが、申請者が「自然に」フランス王国への愛着と永住の意思の形成へと至ったことを示すために挿入されていた[79]。

フランス臣民になることが同郷者との日常的関係の断絶を意味しなかったことはいうまでもないが[80]、以上の帰化認可状の記述からは、帰化がディアスポラの自己表象においても過去との断絶を含意しなかったことが分かる。ただ、こうした過去への言及が個人のアイデンティティの表現であるかは評価が難しい。上記のフックは1685年にモンマス公の反乱に加担しジェイムズ2世暗殺を企てたが、恩赦を得てジェイムズ2世に仕えピューリタンからカトリックに改宗し、ボイン河畔の敗北を機にフランスに亡命した人物である[81]。機会主義と

77）AnF, O^1 220, fol. 31, lettres de naturalité en faveur de Nathanael Hooke (décembre 1702).

78）AnF, O^1 221, fol. 220-221, lettres de naturalité à Guillaume White (juin 1718).

79）Peter Sahlins, « La nationalité avant la lettre. Les pratiques de naturalisation en France sous l'Ancien Régime », *Annales. Histoire, Sciences Sociales*, n° 5, 2000, p. 1081-1108, ici p. 1107-1108.

80）たとえばドロエダ（Drogheda）出身でボルドーに定着した卸売商クリストファー・ガーナン（Christophe Gernon）は1738年に両親や弟妹らとともにフランスに帰化したのち、1744年にフリーメイソン会所「イギリス」に入会した。この会所は1732年に創設されて以降、1760年代末までプロテスタント・カトリック両宗派のアイルランド人を中心とするブリテン諸島出身の卸売商を多数会員に迎え、社交と相互扶助を提供した。Nozomu Tase, « Construire l'espace maçonnique. Les loges bordelaises des Lumières au Premier Empire », thèse de doctorat (Université Côte d'Azur, 2019), p. 28-36, 518 ; AnF, O^1 226, fol. 309, lettres de naturalité à Richard Gernon, Marie Quoely, Christophe, Patrice, Jacques, Jean, et Marie Gernon (mai 1738).

81）*Oxford Dictionary of National Biography* (online), "Hooke, Nathaniel, Jacobite first Baron Hooke (1664-1738)".

もとれる経歴をふまえると、彼の帰化認可状にジャコバイトとしてのアイデンティティを読み取るのは困難だろう。反対にアイルランド人司祭にとっては、祖国でのカトリック迫害の記憶は司祭としての自己認識や活動と分かちがたく結びついていただろう。1716年に帰化認可状を取得したアイルランド人司祭ジョン＝バプティスト・コフィ（Jean-Baptiste Coffey）は、26年前に「イングランドと付属諸王国のカトリックに対して当時行われていた迫害が原因で祖国を捨てざるを得なかった」と説明しており、それが小教区での司牧と改革派信徒への宣教という彼のフランス移住後の活動と無関係であるはずがない[82]。こうした個人差を踏まえたうえで最低限導き出せるのは、帰化者たちがディアスポラとしての経験を語ることを有益だとみなしていたことである。すなわち、生来の君主への忠誠や宗教的迫害と亡命の経験を援用することは、諸権威からの受入れや保護を引き出しやすくするのである[83]。この戦略は帰化に限定されていたわけではない。1735年にボルドーで死亡したジェイムズ・バーク（James Bourk）は生前次のような言葉で慈善を願い出た。

> 「私は隣人であるイングランド国教徒の抑圧によって極貧に追いやられたアイルランドのジェントルマンです。彼らの残酷さは耐えがたく、私は使徒ローマ・カトリック宗教を捨てるよりはむしろ、〔アイルランド〕王国を去る決心をせざるを得ませんでした。どうぞ私の窮状をご考慮いただき、神の愛のために私をお助けください[84]。」

亡命アイルランド人にとって迫害と離散の経験は利用可能なひとつの資源であった。その経験は彼らの美徳の証拠となり、フランス社会で彼らに期待される「良き避難民」の像に自らをあてはめ、フランスのディアスポラ受入れの「筋書」のなかで彼らに用意された場所を占めることを可能にする。同時に、「忠実さ（fidélité）」という君主制の社会的規範を引き受けていることを示すことで自分達を王の恩恵の正統な対象に組み込む政治的言語でもあった[85]。迫害と離散の経験は、集団内部においては集合的記憶として共同体の一体性を強化するが[86]、外部社会に対しては彼らの個別性と卓越性を正当化する武器になったのである。

---

82) AnF, O^1 221, fol. 13-14, lettres de naturalité à Jean-Baptiste Coffey (mars 1716).
83) 近世のディアスポラが亡命の宗教的理由を強調する「被害者」論法を援助や避難場所の獲得のために頻繁に用いたことは指摘されている。Monge et Muchnik, *op. cit.*, p. 274-276.
84) AD de la Gironde, C4763, pièce 63, procès-verbal de transport (17 mai 1735) et pièce jointe.
85) 庇護・被庇護の垂直的関係のなかで正当化され得る意図と行動の範囲に行為者を位置付けるパフォーマンスとしての「忠実さの言語」に関しては次を参照。Arthur L. Herman, Jr., “The Language of Fidelity in Early Modern France”, *The Journal of Modern History*, vol. 67, no. 1, 1995, p. 1-24.
86) Monge et Muchnik, *op. cit.*, chapitre 2, en particulier p. 67-75.

(2) 「アイルランド人」もしくは「イングランド人」を名乗る

次に、数のうえで最も多かったと考えられるのは「アイルランド人」、もしくはフランス諸権威がブリテン諸島出身者の総称として用いた「イングランド人」を名乗ることである。これは、プロテスタント君主への政治的服従によって規定される「グレート＝ブリテン王臣民」とは異なり、出生によって形成される人と土地とのあいだの結びつきに依拠する属性である。この属性を採用することで、現行の君主に対する忠誠の有無を超えて、アイルランドに出自をもつ者が構成する自然的でより包括的な共同体への帰属を表明することができる。問題はその表明がいかなる権利主張を正当化するかであるが、亡命アイルランド人はこの手段に訴えることで、フランスで「グレート＝ブリテン臣民」に認められた動産相続・被相続の自由を享受しようとした。第1章で言及したように、この特権を定めた1713年ユトレヒト通商条約も1739年7月19日国王宣言も「ジャコバイト」を明示的に排除していないが、彼らが対象に含まれるかどうかは曖昧なままであった。そのため、亡命アイルランド人がこの特権をより確実に享受しようとするならば、それはスチュアート君主臣民とは別の資格においてであり、彼らが正当に主張できたのは「アイルランド人」や「イングランド人」という資格だけだったのである。

「ジャコバイト」が上記のユトレヒト条約や英仏間の先行諸条約によって定められた動産相続の自由を享受できるかどうかの問題は、1733年に発生したフランシス・サースフィールド（François Sarsfield）の相続をめぐる裁判で重要な争点となった[87]。軍人であった父イグナスとともに1689年にフランスに渡り、ナントとカディスで仏西間交易に従事したこのアイルランド人卸売商は、遺言でナント生まれの甥ジャック・サースフィールドに11万3100リーヴルの為替手形を残してパリで死亡した。この動産相続の帰属をめぐり、甥と王領総徴税官が裁判で争った。王領総徴税官の側はフランシス・サースフィールドの遺言権を否定するために、彼がジェイムズ2世にしたがってフランスに退去したことは祖国の放棄と現イングランド政府への敵意を意味するため、彼は「イングランド市民（citoyen d' Angleterre）」の資格を喪失しておりイングランド人に与えられた動産処分の自由を享受できないと主張した。それに対して甥の側は、フランシスの亡命の経緯は彼がスチュアート家の復位を期に帰国しようとしていたこと、すなわち「帰還精神（esprit de retour）」を保持していたことを示している、したがって彼は祖国を放棄していないため「出生時に彼にイングランド市民の属性を与えた神聖なる結び目（nœud sacré）」はほどかれていないと主張した[88]。

87）この裁判の書類は次にまとめられている。BnF, Joly de Fleury 563, fol. 237-329.

88）BnF, Joly de Fleury 563, fol. 238-242, « Mémoire pour Messire Jacques Sarsfield, chevalier seigneur de Chambierre, vicomte de la Motte, Saint-Armel, & autres lieux, intervenant & défendeur. Contre le sieur le Riche, receveur général des domaines du roi, demandeur. Et le sieur Yvon, demandeur », p. 3-5, 8-9, 16.

パリ高等法院次席検事も口頭弁論で甥の側を擁護した。正統な君主と父祖の宗教のための亡命は出生で結ばれる祖国と個人の双務的契約を解消しないため、フランシスは生得的なイングランド市民の属性を保持していると主張し、彼を「祖国なき者（homme sans patrie）」、「世界の市民（citoyen de l'univers）」としてイングランド人の特権から排除しようとする王領総徴税官の側の弁論を退けた[89]。この裁判は1736年2月26日判決により甥の勝訴で終わった。

この裁判以降、「ジャコバイト」がユトレヒト条約の対象なのかどうかはもはや議論されなくなった。1739年国王宣言に関しても同様である。上で言及したガルモイ子爵の相続では、王領法廷の主導で財産目録の作成が始まった際、出席していた子爵の甥達、M・ロース、パリの銀行家ジョージ・ウォーターズ（Georges Waters）は1739年国王宣言を根拠にしながら王領法廷の介入に抗議した[90]。子爵がジャコバイトだったのは明白だが、相続人と遺言執行人は子爵がアイルランド生まれという理由で1739年国王宣言を享受できると判断した。この点はこの相続手続きに関与した王領法廷検事フォコネ・ド・ヴィルデ（Fauconnet de Vildé）にも共通しており、「相続が動産のみであればフランス人かグレート＝ブリテン臣民の相続人に帰属する。これはユトレヒト条約に合致し、国王宣言は何も付け加えていない。この都市で死亡するイングランド人は不動産に関して外国人遺産取得権に服す」とし、王領法廷の参加は子爵の財産に不動産がないかどうかを確認するためであると説明した[91]。その4年後にパリで発生した元イギリス庶民院議員ウィリアム・ベイトマン子爵（Guillaume Bateman）の相続でも、息子ジョンが相続への王領法廷の介入をイングランド人の動産相続の自由への侵害として抗議したが、フォコネ・ド・ヴィルデはガルモイ子爵の相続を引き合いに出しながら同様の説明を繰り返した[92]。王領法廷検事は外国人遺産取得権による王領収入の5%を取得できるため、この制度の厳格な実施を求める傾向にあったが、この役人でさえ相続能力の面でジャコバイトとハノーヴァー君主臣民を区別しなかったのである。

以上から、1739年国王宣言は動産相続に関して最も確実な法的根拠であった。そのため亡命アイルランド人は英仏の戦争中でもこれを援用した。1748年にナントのラ・フォス（La Fosse）地区で死亡した卸売商・艤装業者ジョージ・ストリッチ（Georges Strich）の相続では、フランス軍スコットランド人連隊で中尉を務める弟（／兄）ジョゼフ・ストリッチ（Joseph Strich）は徴税請負人の要請で財産の差押えに来た国王役人に対して、1739年国王宣言が1744年3月15日の対英宣戦布告でも破棄されてないことを根拠のひとつに挙げながら、「フランスに定着しに来たアイルランド人はフランスではオバン（aubain）とはみなさ

89) BnF, Joly de Fleury 563, fol. 305-316, « Réplique [que] j'ai faite à Mr. Cochin », ici, fol. 309-310.
90) AnF, Y15774B, « Procès verbal de scellé apposé après le décès de Milord Galmoy » (19 juin 1740).
91) *Ibid.*, lettre de De Vildé à Rochebrune (25 juin 1740) insérée au procès-verbal.
92) AAE, CP, Angleterre, vol. 418, fol. 405-406, Mémoire, fol. 455-456, lettre de De Vildé (19 décembre 1744).

れない」と主張した[93]。したがって出身地を基準とする帰属の提示は特定の権利主張のための戦略として理解できる。一方で、これを亡命アイルランド人のアイデンティティの表明とみなすことは可能だろうか。ディアスポラにおいて君主への忠誠と出身国への忠誠は別物であるため[94]、プロテスタント君主に服従せずアイルランドを離れた者もアイルランドへの愛着とアイルランド人としての自己認識を保ち続けることはできる。特に本稿の議論に直接関係する移民第一世代においては自明であっただろうし、彼らの「小さな祖国」も彼らのアイルランド人としての自己認識を支える役割を果たしたであろう。ただし、亡命アイルランド人はしばしば「アイルランド人カトリック（Irlandais catholiques）」を自称したことから、政治的･宗教的差異を捨象する「アイルランド人」という肩書は彼らが使い分ける複数の「ラベル」のひとつであり、ブリテン諸島出身者を均質的に分類する傾向のあるフランス側の眼差しへの順応と捉えることもできる。そのように考えると、ディアスポラの戦略は彼ら固有の条件とフランス社会からの帰属の割当てとの界面で展開され、フランス側の法的分類に沿う形での帰属の再解釈に立脚していたことが分かる。

(3)　ディアスポラあるいは祖国喪失者の権利

とはいえ、「アイルランド人」や「イングランド人」という帰属はあくまで動産に対する外国人遺産取得権の免除を主張するときに有効なのであり、不動産の相続には不十分であった。未帰化の亡命アイルランド人とその親族が不動産の「没収」を回避するために取れる手段は、ディアスポラ集団への帰属を表明し、ルイ 14 世がジャコバイトに与えた恩恵を想起させることであった。ディアスポラ集団への帰属はディアスポラの所与の前提にみえるかもしれないが､実際には彼らが状況に応じて採用する選択肢のひとつである。上述のジョゼフ･ストリッチは財産差押えの際は「アイルランド人」という属性を提示しながら動産相続の自由を主張したが、その後、国務顧問会議に宛てた覚書では自分達兄弟がカトリック信徒でスチュアート家支持者であることを強調しながら動産と不動産の相続権を主張した[95]。ジョゼフが権利要求の内容を変えてルイ 15 世に直訴したのは、戦時没収を警戒していたためと、ジョージが実際には不動産を所有しており、それが発覚するという不測の事態に備えようとしたためだと考えられる[96]。この覚書は、フランスに定着した「グレート＝ブリテン臣民」

93) AD de la Loire-Atlantique, B6884, « Apposition de scellé sur les meubles des sieurs Strich et Crearq » (9 février 1748).「オバン」とは外国人遺産取得権の対象として定義される法的な外国人を意味する。
94) Monge et Muchnik, *op. cit.*, p. 259-260.
95) AD de l a Loire-Atlantique, C820, Mémoire pour Joseph Strich.
96) 覚書では、ジョージの相続は動産で構成されると断りつつも、「たとえ不動産相続でも（fût-elle [la succession] immobilière）」という表現が二度登場している。

を①スチュアート家への忠誠とカトリック信仰を守る人々と②イングランドの法とプロテスタント信仰を保持する人々とに分類し、①は帰化せずともフランス臣民と同様に動産・不動産の自由処分権と相続権をもつとした。そして、ストリッチ兄弟は対英私掠船とチャールズ＝エドワードのスコットランド遠征船に出資したため帰国すれば死罪の危険があるとし、「彼ら〔ジェイムズ2世を追ってフランスに渡った人々〕が祖国なき状態にとどまり、イングランドで追放され断罪される彼〔ジョゼフ・ストリッチ〕がフランスに来て隷従者（homme serf）として無能力と禁止の状態にあるのは公正なのでしょうか」と問いかける。すなわち、忠誠と信仰に忠実な者が受けるべき正当な処遇として国王の保護や特権を求めたのである[97]。このようにディアスポラ集団への帰属は、未帰化のアイルランド人がより広範な恩恵を引き出すために提示されている。

さらに、アイルランド軍人においてはディアスポラ集団への帰属はフランス王国への貢献と引き替えに払った代償の大きさを強調する目的でも援用された。その顕著な例が、1780年に死亡したカーニー伯（comte de Kearny）の相続をめぐる裁判である。カーニー伯はアイルランドのケリー州でカトリックの両親のもとに生まれ、1744年にチャールズ＝エドワードを支援するために渡仏し、その後フランス軍に36年間勤務してヴェルサイユで死亡した。生前約15万リーヴルの財産を築き、2千リーヴルを姉（／妹）キャサリン・カーニー（Catherine de Kearny）といとこジェイムズ・ネイグル騎士（Jacques Nagle）のそれぞれに、残りを駐墺スペイン大使であるおじオマホニー伯（comte de O'Mahony）に分配することを望んでいた。しかしオマホニー伯が1780年にすでに故人であったこととキャサリン・カーニーがアイルランド在住であったことから、フランスに住みカーニー伯と同じくフランス軍に勤務する騎士ネイグルが全財産の継承を主張し、キャサリンと争った。カーニー伯の財産はグアドルップ島のアビタシオン（habitation）に対する抵当権（動産）とインド会社の株式（不動産）から成り、1739年国王宣言の適用だけでは「没収」を完全には免れなかった。一方で、騎士ネイグルは1715年11月30日国王宣言にもとづいて帰化しており、不動産相続を受け取ることができるため[98]、唯一の問題は未帰化で死んだカーニー伯に不動産の被相続権がないことであった。したがって、騎士ネイグルの弁護人であるパリ高等法院弁護士カイエ・ド・ジェルヴィル（Cahier de Gerville）が彼のために書いた1783年の訴訟趣意書は、カーニー伯と騎士ネイグルが置かれた祖国喪失者という状況を強調しながら、カーニー伯が「フ

97）1748年4月10日国務顧問会議裁決によりジョゼフの相続権が認められた。AAE, CP, Angleterre, vol. 425, fol. 350-352.
98）1715年11月30日国王宣言に関しては注74を参照。

ランス人」として死んだとみなせることを証明することに主眼を置いていた[99]。

そこで詳細に説明されたのは、ジャコバイトの特権とカーニー伯のフランス軍での功績に加えて、フランス軍勤務のアイルランド人に対してブリテン諸島で繰り返し発布された禁止法である。1738年のアイルランド議会法によりアイルランド人に外国軍勤務が禁止され、1746年にもフランス軍とスペイン軍での勤務が禁止された。さらに1756年のイングランド議会法でもフランス軍勤務の禁止が繰り返され、罰則として大逆罪と死罪が言い渡された[100]。1762年のイングランド議会法でアメリカのイングランド人連隊に2年間勤務した外国人プロテスタントへの帰化の授与が決定した際にも、反逆罪や大逆罪に処された臣民を親にもつ者は明示的に除外された[101]。それゆえカイエ・ド・ジェルヴィルは、フランス軍勤務により大逆罪を犯したアイルランド人は永遠にイングランドから追放されており、その「民事上の破門」は子孫にまで及んでいると述べている。彼によれば、彼らは「第一の祖国」を放棄した以上もはや「グレート＝ブリテン王の臣民」ではない。しかし「彼らがもうイングランド人でないのであれば、フランス人以外の何者なのでしょうか」。他の外国人将校は「ドイツ人、スウェーデン人、イタリア人であるがゆえにフランス人ではない」けれど、アイルランド人将校は「もはやイングランド人ではないがゆえにフランス人なのです」とカイエ・ド・ジェルヴィルは続けている[102]。こうした言葉で要求されているのは、英仏の「第二次百年戦争」のなかで祖国に背きフランスに貢献したディアスポラへの対価の支払いである。「彼らがフランスで主張する市民の資格はそれゆえ〔フランス〕国民が彼らに対して負っている正真正銘の借金です。軽率、不公正、忘恩なくしてそれを拒むことはできないでしょう」[103]。

この訴訟趣意書は「事由」の第1節でルイ14世がジャコバイトに与えた恩恵に言及し、カーニー伯がそれを享受できるとしているが、趣意書全体が主張するのはもはやその単純な延長ではない。すなわち、スチュアート家への忠誠に対する褒美としてではなく、アイルランド

99) BnF, Joly de Fleury 563, fol. 331-343[1], « Mémoire pour Messire Jacques Nagle,... irlandois d'origine, naturalisé françois, capitaine-commandant au régiment de Walsh... appellant... contre dame Catherine de Kearny, irlandoise d'origine et d'habitation, veuve du sieur d'Oliveira, portugais, intimée, en présence de Messire Henri-François, comte de Bulkeley, maréchal des camps et armées du roi, inspecteur général de l'infanterie... ».

100) *Ibid*., p. 41-43 ; Statutes 11 George II c. 7 (1738), 19 George II c. 7 (1746) et 29 George II c. 5 (1756). 実際にアイルランドでフランス軍の徴募活動に従事した徴募官が複数名処刑され、親戚に徴募官がいることでイングランドからボルドーへと逃れるアイルランド人もいた。Cullen, "The Irish Diaspora...", art. cit., p. 133-134 ; T. O. Mcloughlin, "A Crisis for the Iirish in Bordeaux: 1756" in Michael O'Dea and Kevin Whelan (ed.), *Nations and Nationalisms. France, Britain, Ireland, and the Eighteenth-Century Context*, Oxford, Voltaire Foundation, 1995, p. 129-45, ici, p. 134.

101) BnF, Joly de Fleury 563, « Mémoire pour Messire Jacques Nagle,... », *op. cit*., p. 45-46.

102) *Ibid*., p. 62-63.

103) *Ibid*., p. 62.

軍人がフランス国民の防衛や繁栄に寄与することを選択した結果として払わざるを得なかった祖国喪失という大きな犠牲に対する埋め合わせとして、フランス人と同等の処遇が求められている。おそらくこれは、騎士ネイグル自身というよりは著者であるカイエ・ド・ジェルヴィルが世論の支持や判事の共感を得るために講じた戦略であろう。この著者の意図は彼が著した1782年の覚書と併せて読むことで一層明確になる[104]。この覚書は、フランス軍勤務のアイルランド軍人が帰化認可状を取得せずとも生来のフランス人と同等の法的能力を享受することを宣言する法の制定を求めるものであった。つまり彼は、フランス軍勤務のアイルランド軍人という国民的・職業的集団がフランス王国で「社団」の地位を獲得すること、少なくともそれに相当する判例を確保することを、この裁判の最終目標として構想していた[105]。そしてそのために、彼らを「転向者（transfuges）」と形容しながら、祖国の喪失と民事身分の剥奪というディアスポラならではの境遇を強調した。ディアスポラ集団への帰属は、人がある国の市民として生まれることで与えられる身体と財産の安全を剥奪された状態と読み替えることで、逆に移住先の国家への帰属の権利の要求を正当化する強い根拠となったのである。

結局、アイルランド軍人を国民集団として制度化するような法は発布されなかったが、この裁判が訴訟当事者だけではなくフランス軍勤務のすべてのアイルランド軍人の将来という「真に公的な問題」にかかわることを示すことには成功したようだ[106]。最終的に、この裁判は1784年1月21日のパリ高等法院判決と同年8月12日の国務顧問会議裁決により騎士ネイグルの勝訴に終わった。カーニー伯は法的次元ではフランス臣民の地位を獲得していなかったため、彼に「フランス人」としての被相続権を認めるこの判決はフランス側の法的規範の拡大を表している。類似の前例がなかったわけではなく、フランス軍に長年勤務しつつも帰化せず死亡した外国人の法律上の地位と事実上の「フランス臣民」の資質とのあいだのずれという問題に、またひとつ判例が追加されただけともいえる。しかし、この判決はディアスポラの権利主張とそれを正当化する表象の戦略がフランス社会による個人の範疇化と権利の承認の様式に影響を及ぼし得たことを示している。世論の成熟や王政批判、基本的人権

---

104) AAE, CP, Angleterre, vol. 536, fol. 146-156, « Mémoire pour établir la nécessité de porter une loi qui déclare que l'intention du Roi a toujours été que les officiers irlandois au service de France jouissent de plein droit et sans être obligés d'obtenir des lettres de naturalité, de tous les droits de régnicoles, et soient, en toutes circonstances, considérés comme naturels François ».

105) このような国民的個別性を尊重する形での社団化は、たとえばイベリア半島出身の「ユダヤ国民（nation juive）」が1723年に達成したものであった。

106) こうした姿勢を取ることで世論の注意を喚起する狙いもあった。実際に、シャトレ裁判所、次いでパリ高等法院と国務顧問会議で行われたこの裁判の内容は、話題性の高い裁判を報じる雑誌『著名な裁判（*Causes célèbres*）』で詳しく取り上げられている。*Causes célèbres, curieuses et intéressantes, de toutes les cours souveraines du royaume, avec les jugements qui les ont décidées*, t. CXVIII (1784) et t. CXXXI (1785).

の観念の浸透や一部の植民地での外国人遺産取得権の廃止という当時の時代状況を考慮に入れる必要はあるが、ディアスポラ集団が相続の継承を実現するために行ったフランス社会の制度や規範との交渉は、ときに彼らと国家とのあいだの関係の再定義を促しうるものであったと結論づけることができるであろう。

おわりに

本稿はディアスポラが移住先のホスト社会で発揮する行為主体性を観察するために、18世紀フランスに亡命したアイルランド人が外国人遺産取得権による財産の「没収」を免れるために取った様々な戦略を分析してきた。本稿の考察を通して明らかになったのは次の二点である。第一に、亡命アイルランド人の親族や同郷者とのあいだの連帯やネットワークは、家産の継承を支える繋がりの維持、財産の物理的保護、相続人たちの身分の保証と証明において利用可能な資源を提供していた。イギリス大使の庇護を期待できるプロテスタントのイギリス臣民とは異なり、亡命アイルランド人が同郷者とのあいだに築く社会的関係には公的権威がともなわなかったため、フランスの諸機関とのあいだの交渉において強力な武器にはならないという限界があった。それでも彼らはディアスポラであることの法的・社会的脆弱性を親族や同郷者との連帯によって補いながら、フランス社会の制度に基本的には順応しつつ財産を守ろうとしたのである。第二に、亡命アイルランド人はフランスで曖昧な法的地位に置かれたが、フランス臣民の地位や「アイルランド人」「イングランド人」の肩書、あるいはディアスポラという属性を状況や目的に応じて使い分けることで、外国人遺産取得権の適用の免除を正当化しうる身分や特権、表象に自らを接続しようとした。帰属の選択や提示において、彼らはディアスポラとしての迫害と亡命の経験や祖国喪失状態を言説上の資源として活用すると同時に、それをフランス社会の支配的言語やホスト社会が彼らに割り当てる分類に繋ぎ合わせ、ホスト社会の規範や眼差しに順応しつつも、ときにそれに変更を求めるという柔軟な戦略を展開した。以上の二点から分かるのは、ディアスポラによるホスト社会との交渉は、ディアスポラ集団の個別性とホスト社会の制度や規範とのあいだの界面で展開される両者のせめぎあいであったということである。彼らはディアスポラ共同体への帰属やディアスポラとしての自己認識を維持しながらフランスで相続の保護や特権の享受を可能にするために、その個別性をホスト社会に受け入れられる形と範囲で発揮しつつ、自分たちの利益が実現するようにホスト社会の制度や規範を再解釈していたといえる。

Stratégies des diasporas : les exilés irlandais face au droit d'aubaine dans la France au XVIIIe siècle

Haruka MISE

Cet article vise à examiner les manières dont les diasporas tentent de résoudre les problèmes qu'elles rencontrent en raison de leur « extranéité » dans la société d'accueil en utilisant leurs caractéristiques sociales et culturelles diasporiques comme des armes et des ressources. Nous prenons le droit d'aubaine pour exemple des restrictions qui leur sont imposées. Ce droit consiste en un droit royal de « confisquer » les biens d'un étranger décédé sans être naturalisé et sans laisser d'enfants nés en France. Il met évidemment en péril les biens des étrangers et conduit ceux-ci et leurs parents à prendre diverses mesures pour éviter son application. Cette tentative implique des mesures juridiques et physiques telles que l'obtention de lettres de naturalité, la donation entre-vifs, la rédaction de testaments, la « dissimulation » de biens et la preuve/fabrication de liens de parenté, ainsi que des stratégies de représentation consistant à choisir/afficher des appartenances et identités afin de bénéficier de certains avantages et privilèges. Considérant cette série de mesures comme une expression de l'*agency* des diasporas, cet article analyse, à travers une étude de cas des exilés irlandais dans la France au XVIIIe siècle, les façons dont elles ont fait face à ce droit en profitant de la solidarité et des réseaux internes de leur groupe, des expériences d'exil, ainsi que de l'incertitude de leurs appartenances et de la pluralité de leurs identités. Il mettra en évidence une forme de négociation que les diasporas tentent de mener avec la société d'accueil afin de réaliser leurs demandes de droits et de privilèges.